

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

資料編

1 第8期介護保険事業計画の見込み

(1) 被保険者数と要介護・要支援認定者数の見込み

ア 被保険者数

(単位 人)

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総 数	312,418	313,962	315,227	317,009	298,637
第1号被保険者数	133,346	134,235	135,144	136,716	150,311
第2号被保険者数	179,072	179,727	180,083	180,293	148,326

※ 各年9月末現在

イ 要介護・要支援認定者数

(単位 人)

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総 数	23,081	23,774	24,467	25,848	33,184
要支援1	3,262	3,355	3,446	3,632	4,249
要支援2	3,935	4,043	4,151	4,365	5,326
要介護1	3,718	3,831	3,947	4,177	5,331
要介護2	4,201	4,324	4,449	4,695	6,088
要介護3	2,911	3,003	3,096	3,279	4,441
要介護4	3,023	3,121	3,216	3,409	4,633
要介護5	2,031	2,097	2,162	2,291	3,116
うち第1号被保険者数	22,586	23,277	23,968	25,343	32,732
要支援1	3,225	3,318	3,409	3,595	4,215
要支援2	3,831	3,938	4,046	4,259	5,231
要介護1	3,658	3,771	3,887	4,115	5,276
要介護2	4,091	4,214	4,339	4,583	5,989
要介護3	2,858	2,950	3,042	3,225	4,392
要介護4	2,957	3,054	3,149	3,342	4,572
要介護5	1,966	2,032	2,096	2,224	3,057

※ 各年9月末現在

(2) 介護保険給付の見込み

ア 介護給付

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	2,580,938	2,636,735	2,692,065	2,851,400	3,827,671
	回数(回)	78,823	80,452	82,146	87,009	116,865
	人数(人)	3,031	3,091	3,154	3,338	4,403
訪問入浴介護	給付費(千円)	98,835	101,747	100,813	106,597	145,430
	回数(回)	652	671	665	703	959
	人数(人)	138	142	141	149	203
訪問看護	給付費(千円)	1,052,640	1,077,527	1,093,841	1,157,343	1,538,350
	回数(回)	16,234	16,619	16,882	17,862	23,724
	人数(人)	2,039	2,087	2,121	2,244	2,976
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	103,704	106,613	108,501	115,110	154,100
	回数(回)	3,028	3,111	3,166	3,359	4,498
	人数(人)	219	225	229	243	325
居宅療養管理指導	給付費(千円)	275,575	286,500	292,579	309,580	413,198
	人数(人)	2,448	2,544	2,598	2,749	3,671
通所介護	給付費(千円)	5,014,920	5,172,286	5,252,566	5,557,240	7,379,506
	回数(回)	51,979	53,575	54,478	57,631	76,179
	人数(人)	4,620	4,759	4,842	5,122	6,749
通所リハビリテーション	給付費(千円)	620,464	635,132	648,767	685,016	906,597
	回数(回)	6,342	6,495	6,638	7,011	9,233
	人数(人)	833	853	872	921	1,212
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,042,095	1,064,251	1,071,187	1,133,966	1,526,300
	日数(日)	9,704	9,912	9,993	10,577	14,204
	人数(人)	980	1,001	1,010	1,069	1,431
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	22,363	22,375	23,186	24,802	33,595
	日数(日)	169	169	176	188	253
	人数(人)	19	19	20	21	28
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	815	816	816	816	1,224
	日数(日)	8	8	8	8	11
	人数(人)	2	2	2	2	3
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	1,221,530	1,281,682	1,316,583	1,393,433	1,859,139
	人数(人)	6,860	7,215	7,446	7,878	10,430
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	48,041	48,902	51,143	53,704	70,925
	人数(人)	127	129	135	142	187
住宅改修費	給付費(千円)	86,715	89,152	92,737	97,520	128,722
	人数(人)	72	74	77	81	107
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	1,171,053	1,247,008	1,331,816	1,410,536	1,859,122
	人数(人)	496	528	564	597	787

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型サービス						
定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護	給付費(千円)	208,980	215,776	223,802	239,747	315,713
	人数(人)	111	115	119	127	168
夜間対応型訪 問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通 所介護	給付費(千円)	1,256,965	1,279,969	1,305,068	1,381,371	1,832,068
	回数(回)	12,576	12,817	13,089	13,849	18,270
	人数(人)	1,224	1,247	1,274	1,348	1,772
認知症対応型 通所介護	給付費(千円)	280,821	287,107	289,604	306,511	410,420
	回数(回)	1,940	1,988	2,012	2,128	2,840
	人数(人)	201	207	210	222	295
小規模多機能 型居宅介護	給付費(千円)	898,780	953,717	1,017,709	1,073,147	1,401,085
	人数(人)	383	406	433	457	597
認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	1,338,882	1,436,077	1,548,297	1,635,410	2,105,723
	人数(人)	430	461	497	525	676
地域密着型特 定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	給付費(千円)	907,974	908,478	908,478	962,980	1,306,653
	人数(人)	267	267	267	283	384
看護小規模多 機能型居宅介 護	給付費(千円)	54,337	54,367	54,367	54,367	77,637
	人数(人)	24	24	24	24	34
施設サービス						
介護老人福祉 施設	給付費(千円)	5,820,995	6,112,602	6,441,800	6,825,632	9,262,036
	人数(人)	1,820	1,910	2,013	2,133	2,894
介護老人保健 施設	給付費(千円)	3,370,858	3,481,531	3,590,431	3,794,518	5,081,179
	人数(人)	993	1,025	1,057	1,117	1,494
介護医療院	給付費(千円)	0	0	779,048	824,863	1,085,879
	人数(人)	0	0	188	199	262
介護療養型医 療施設	給付費(千円)	639,484	639,839	0	—	—
	人数(人)	152	152	0	—	—
居宅介護支援						
	給付費(千円)	1,619,485	1,657,496	1,678,804	1,776,170	2,348,750
	人数(人)	9,126	9,324	9,442	9,988	13,165

イ 予防給付

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防サービス						
介護予防訪問 入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問 看護	給付費(千円)	103,923	110,063	112,966	118,772	143,602
	回数(回)	1,978	2,094	2,149	2,259	2,732
	人数(人)	286	302	310	326	393
介護予防訪問 リハビリテー ション	給付費(千円)	15,049	15,510	15,510	16,699	19,698
	回数(回)	436	449	449	483	570
	人数(人)	37	38	38	41	48
介護予防居宅 療養管理指導	給付費(千円)	17,048	17,374	17,819	18,702	22,474
	人数(人)	154	157	161	169	203
介護予防通所 リハビリテー ション	給付費(千円)	160,563	166,554	170,912	179,626	216,963
	人数(人)	398	415	426	448	538
介護予防短期 入所生活介護	給付費(千円)	11,010	11,826	11,826	12,300	15,005
	日数(日)	135	146	146	151	184
	人数(人)	25	27	27	28	34
介護予防短期 入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉 用具貸与	給付費(千円)	212,303	223,278	229,840	241,689	291,959
	人数(人)	2,325	2,445	2,519	2,649	3,193
特定介護予防 福祉用具購入 費	給付費(千円)	12,370	12,704	12,704	13,732	16,484
	人数(人)	36	37	37	40	48
介護予防住宅 改修	給付費(千円)	48,145	50,741	52,056	54,652	65,036
	人数(人)	37	39	40	42	50
介護予防特定 施設入居者生 活介護	給付費(千円)	118,382	125,817	133,861	141,904	188,142
	人数(人)	131	139	148	157	208

区 分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知 症対応型通所 介護	給付費(千円)	1,178	1,179	1,179	1,572	1,572
	回数(回)	11	11	11	14	14
	人数(人)	3	3	3	4	4
介護予防小規 模多機能型居 宅介護	給付費(千円)	30,581	33,068	34,583	36,494	47,889
	人数(人)	37	40	42	44	58
介護予防認知 症対応型共同 生活介護	給付費(千円)	28,677	31,563	31,563	34,432	43,040
	人数(人)	10	11	11	12	15
介護予防支援						
	給付費(千円)	154,964	162,956	168,360	177,102	213,225
	人数(人)	2,785	2,927	3,024	3,181	3,830

(3) 地域支援事業の見込み

ア 地域支援事業の量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問型サービス（第1号訪問事業）				
訪問型サービス相当	件	15,912	16,740	17,580
訪問型サービスA	件	144	156	156
訪問型サービスB	件	480	504	530
訪問型サービスC	件	408	420	432
通所型サービス（第1号通所事業）				
通所型サービス相当	件	35,436	37,272	39,144
通所型サービスA	件	3,792	3,984	4,188
通所型サービスB ※ 新規立ち上げ	団体	1	1	1
通所型サービスC	件	1,500	1,500	1,500
その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）				
配食サービス	食	25,366	26,254	27,173
	人	1,400	1,442	1,485
その他の介護予防・日常生活支援総合事業				
介護予防ケアマネジメント	件	32,825	34,521	36,260
一般介護予防事業				
介護予防普及啓発事業				
介護予防教室の開催	人	660	675	675
介護予防講演会の開催	人	150	150	150
いきいき健康サッカー教室の開催	人	90	90	90
いきいき健康バスケットボール教室の開催	人	90	90	90
いきいき健康自転車教室の開催	人	90	90	90
地域介護予防活動支援事業				
自主グループ活動支援事業の実施	回	73	73	73
高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施	人	14,560	14,670	14,780
地域リハビリテーション活動支援事業				
リハビリテーション専門職の派遣	回	49	49	49
包括的支援事業				
包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業				
医療・介護従事者向け相談窓口の運営	か所	5	5	5
医療・介護従事者向け研修の実施	人	2,800	3,100	3,400
生活支援体制整備事業				
第2層協議体の開催	回	186	199	207
介護予防・生活支援サービス従事者の養成	人	214	257	300
認知症初期集中支援推進事業				
認知症初期集中支援チームの設置	か所	25	25	25
認知症地域支援・ケア向上事業				
認知症地域支援推進員の配置	人	2	2	2
認知症サロン（オレンジサロン）の運営	か所	3	3	3
地域ケア会議推進事業				
個別課題検討会議の開催	回	138	146	154
地域課題検討会議の開催	回	78	78	78

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
包括的支援事業				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）				
地域包括支援センターの運営	か所	25	25	25
任意事業				
介護給付等費用適正化事業				
認定調査状況チェック （調査票点検の実施）	%	100	100	100
ケアプランの点検 （ケアプラン点検の実施）	件	150	150	150
住宅改修等の点検 （住宅改修・福祉用具の点検）	件	30	30	30
医療情報との突合・縦覧点検 （医療情報との突合・縦覧点検の実施）	件	17,800	18,200	18,600
介護給付費通知 （介護給付費通知の送付）	通	9,800	10,100	10,400
家族介護支援事業				
介護教室の開催 （家族介護教室等の開催）	回	63	63	63
認知症高齢者見守り事業 （位置探索サービス利用量の助成）	人	11	11	11
介護自立支援事業 （在宅高齢者家族介護慰労金の支給）	人	9	9	9
その他の事業				
成年後見制度利用支援事業 （成年後見制度の市長申立）	件	6	7	8
住宅改修等支援事業 （住宅改修の支援）	件	25	25	25
認知症サポーター等養成事業 （認知症サポーターの養成）	人	44,000	47,000	50,000
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 （生活援助員の派遣）	戸	96	96	96
介護サービスの質の向上に資する事業 （介護サービス相談員の派遣）	人	12	14	14
地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 （要介護認定者への配食サービスの提供）	食	25,336	26,254	27,173

イ 地域支援事業の費用

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	1,574,187	1,647,925	1,725,795
訪問型サービス（第1号訪問事業）	314,407	330,294	346,571
訪問型サービス相当	296,106	311,407	327,095
訪問型サービスA	1,307	1,375	1,444
訪問型サービスB	846	889	934
訪問型サービスC	16,148	16,623	17,098
通所型サービス（第1号通所事業）	1,011,920	1,063,311	1,163,002
通所型サービス相当	951,491	1,000,658	1,051,070
通所型サービスA	42,721	44,929	47,192
通所型サービスB	305	321	337
通所型サービスC	17,403	17,403	17,403
その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）	10,568	10,938	11,321
配食サービス	10,568	10,938	11,321
一般介護予防事業	80,506	78,619	78,961
介護予防把握事業	7,525	6,703	6,703
介護予防普及啓発事業	35,679	33,965	33,965
地域介護予防活動支援事業	36,092	36,931	37,273
地域リハビリテーション活動支援事業	1,210	1,020	1,020
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	156,786	164,763	172,940
介護予防ケアマネジメント	146,667	154,247	162,017
その他の費用	10,119	10,516	10,923
包括的支援事業	741,505	779,914	781,394
包括的支援事業（社会保障充実分）	53,454	53,654	53,814
在宅医療・介護連携推進事業	24,564	24,564	24,564
生活支援体制整備事業	13,106	13,106	13,106
認知症初期集中支援推進事業	2,230	2,230	2,230
認知症地域支援・ケア向上事業	8,514	8,514	8,514
地域ケア会議推進事業	5,040	5,240	5,400
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	688,051	726,260	727,580
地域包括支援センターの運営	688,051	726,260	727,580
任意事業	39,274	48,523	47,844
介護給付等費用適正化事業	2,440	11,131	10,018
家族介護支援事業	3,338	3,343	3,343
その他の事業	33,496	34,049	34,483
成年後見制度利用支援事業	2,079	2,120	2,120
住宅改修等支援事業	54	55	57
認知症サポーター等養成事業	2,186	2,186	2,186
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	14,849	15,088	15,190
介護サービスの質の向上に資する事業	1,458	1,408	1,408
地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	12,870	13,192	13,522

(4) 施設・居住系サービスと地域密着型サービスの整備見込み

サービスの種類	本計画期間における整備目標（量）				計 画 期 末 累 計
	（総数）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
施設・居住系サービス	524床	165床	217床	142床	4,618床
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	240床	120床	120床	—	2,516床
介護老人保健施設	—	—	—	—	1,038床
介護療養型医療施設	—	—	—	—	R5末に 制度廃止
介護医療院	194床	—	52床	142床	194床
特定施設入居者生活介護	90床	45床	45床	—	870床
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—	5事業所
小規模多機能型居宅介護・ 看護小規模多機能型居宅介護	2事業所	1事業所	1事業所	—	21事業所
認知症高齢者グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	72床 （4施設）	36床 （2施設）	36床 （2施設）	— （—）	522床 （29施設）
認知症対応型通所介護	—	—	—	—	9事業所

※ 「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」は、広域型の新設・増床のみ

※ 「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」の計画期末累計は、地域密着型を含む

※ 「介護療養型医療施設」は、令和5年度末に制度廃止

※ 「介護医療院」の令和5年度における整備目標（142床）は、「介護療養型医療施設」の制度廃止に伴う転換分

※ 「特定施設入居者生活介護」は、有料老人ホーム（広域型）の新設のみ

※ 「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」は、未整備圏域のみ（ただし、未整備圏域に隣接する整備済圏域の事業者が当該未整備圏域の利用者を対象とする場合、当該整備済圏域の整備でも可）

※ 「認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）」は、未整備圏域のみ

2 本計画の施策・事業の指標と目標値

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	●	健康ポイント事業				
		参加者数	人	18,000	22,000	—
2		健康づくり実践活動の促進				
		地域での健康づくり活動回数	回	1,370	1,370	1,370
		地域での健康づくり活動延べ参加者数	人	37,000	37,000	—
3		特定健康診査の実施				
		特定健康診査受診率	%	55.0	60.0	60.0以上
4		歯科検診（歯周病検診）の実施				
		—	—	—	—	—
5		日ごろからの健康管理を支える仕組みづくりの促進				
		—	—	—	—	—
6		食育出前講座・歯と口腔の健康づくり出前講座の実施				
		—	—	—	—	—
7		健康教育・健康相談の実施				
		健康教育開催回数	回	30	30	30
		健康相談件数	件	300	300	300
8		歯科健康相談の実施				
		相談件数	件	10	10	—
9		健康管理に関する情報提供の推進				
		—	—	—	—	—
10		糖尿病重症化予防の推進				
		未治療者の受療率	%	50.0以上	50.0以上	50.0以上
11	★	運動推進事業				
		運動教室開催回数	回	35	35	—
12	★	介護予防参加促進事業				
		65歳・70歳到達者への介護予防リーフレット配布部数	部	10,325	9,926	10,087
13	★	介護予防普及啓発事業				
		はつらつ教室参加者数（実人数）	人	660	675	675
14	● ★	地域介護予防活動支援事業				
		自主グループ数	グループ	210	215	220
		自主グループ登録者数（累計）	人	3,022	3,092	3,162
15	★	訪問型・通所型サービスC				
		訪問型サービスC延べ利用者数	人	408	420	432
		通所型サービスC延べ利用者数	人	1,500	1,500	1,500

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
16	★	地域リハビリテーション活動支援事業				
		自主グループへのリハビリテーション専門職派遣回数	回	49	49	49
17	★	保健事業と介護予防との一体的実施				
		—	—	—	—	—
18	●	高齢者等地域活動支援ポイント事業				
		参加者数	人	14,560	14,670	14,780
19	●	高齢者外出支援事業				
		交付者数	人	25,730	26,250	26,700
		地域内交通の運行地区数	地区	14	16	17
20		みやシニア活動センター事業				
		参加者数	人	750	900	900
21		老人クラブ活動の育成・支援				
		単位老人クラブ数	クラブ	295	297	299
		老人クラブ会員数	人	16,150	16,230	16,300
22		ふれあい・いきいきサロン事業				
		ふれあい・いきいきサロン設置数	か所	340	360	—
23		高齢者向けスポーツ活動の推進				
		—	—	—	—	—
24		地域スポーツクラブの育成・活動支援				
		地域スポーツクラブがカバーする地域数	地域	25	30	35
25		茂原健康交流センター事業				
		茂原健康交流センター延べ利用者数	人	218,000	218,000	218,000
26		人材かがやきセンター・生涯学習センター等による学習機会の提供				
		生涯学習センター等利用者数	人	1,797,000	1,800,000	—
27		老人福祉センター事業				
		老人福祉センター延べ利用者数	人	249,000	251,500	254,000
28		シルバー大学校の運営支援				
		—	—	—	—	—
29		保健と福祉の出前講座の実施				
		実施回数	回	100	100	100
30	●	シルバー人材センター事業の支援				
		会員数	人	1,888	1,997	2,112
31		雇用や就労に関する各種支援制度の周知				
		—	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
32	●	地域包括支援センターの運営及び機能強化				
		「事業評価」(前年度の実施状況による)の達成できている項目が全項目の80%以上であるセンター数	センター	22	25	25
33	● ★	地域ケア会議の推進				
		個別課題検討会議開催回数	回	138	146	154
		地域課題検討会議開催回数	回	78	78	78
		介護予防ケアマネジメント支援(自立支援型)開催回数	回	5	5	5
34	● ★	生活支援体制整備事業				
		第2層協議体開催回数	回	186	199	207
35	★	介護予防・日常生活支援総合事業の推進				
		介護予防・生活支援サービス従事者養成研修修了者数(累計)	人	214	257	300
36		ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営				
		ボランティアセンター登録団体数	団体	354	357	—
		ボランティアセンター登録者数	人	12,765	12,810	—
		まちづくりセンター登録団体数	団体	265	270	275
37		ボランティア養成講座等の充実				
		講座数	講座	6	6	—
38		敬老会の開催支援を通じた敬老のこころを育む取組の推進				
		敬老会招待者数	人	66,320	69,770	73,260
39		学校における福祉教育の充実				
		「学習と生活についてのアンケート」の「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」の肯定的回答の割合(中学3年生)	%	95.0	95.0	95.0
40		ベンチのあるまちづくりの推進				
		—	—	—	—	—
41		市有施設等のバリアフリーの推進				
		公園整備数	か所	156	158	160
42		公共的施設等のバリアフリーの推進				
		ノンステップバス導入率	%	—(R8:77.6%)		
43		広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進				
		—	—	—	—	—
44		拠点への生活利便施設等の充実と便利で快適に移動ができる、外出しやすい移動環境の形成				
		都市拠点・地域拠点(都市機能誘導区域と市街化調整区域の地域拠点)に新規立地する誘導施設数	か所	24	30	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
45	●	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進				
		地域包括支援センターによる安否確認人数	人	75	75	75
46		災害時要援護者支援事業				
		災害時要援護者台帳共有地区数	地区	38	39	39
47		地域における自主防災組織の育成・強化				
		自主防災組織訓練指導回数	回	39	39	39
48		防犯教育の推進				
		高齢者向け防犯講習会受講者数	人	2,200	2,250	2,300
49		交通安全教育の推進				
		高齢者向け交通安全教室受講者数	人	4,400	4,450	4,500
50		消費者教育・啓発の推進				
		高齢者向け消費生活出前講座受講者数	人	2,350	2,400	2,450
51		特殊詐欺対策の推進				
		特殊詐欺撃退機器購入費補助金交付件数	件	570	700	700
52		感染症への対策に関する意識啓発の推進				
		—	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
53		新規就労者の確保	—	—	—	—
54		県が実施する参入促進や資質の向上に向けた取組の周知	—	—	—	—
55		介護ロボットやICTの活用促進	—	—	—	—
56		介護現場における処遇改善等の促進	—	—	—	—
57	★	認定調査内容の点検等の実施				
		調査票点検の実施率	%	100	100	100
58	★	認定審査会委員・認定調査員を対象とした研修の実施				
		認定審査会委員研修出席率	%	80	80	80
		認定調査員研修出席率	%	95	95	95
59	●★	ケアプランに対する助言・指導の実施				
		ケアプラン点検の実施件数	件	150	150	150
60	★	介護給付費通知の送付				
		送付通数	通	9,800	10,100	10,400
61	★	住宅改修・福祉用具の点検				
		住宅改修調査件数	件	20	20	20
		福祉用具調査件数	件	10	10	10
62	★	縦覧点検・医療情報との突合				
		縦覧点検の実施件数	件	12,300	12,600	12,900
		医療情報との突合件数	件	5,500	5,600	5,700
63	●★	介護従事者等の資質の向上				
		介護支援専門員等研修会開催回数	回	5	5	5
64		浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保に関する助言・指導				
		避難確保計画の作成・提出率	%	100	100	100
65		感染症発生時の適切な対応に関する助言・指導	—	—	—	—
66		新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時における助言・指導	—	—	—	—
67		罹災や感染症拡大予防のための施設改修等への支援	—	—	—	—
68		地域における医療・介護の資源の把握	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
69		在宅医療・介護連携の課題の抽出				
		訪問診療を受けた患者数	人/月	1,732	1,754	1,776
70		切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制（地域療養支援体制）の構築推進				
		要介護認定者の退院調整率	%	71.0	71.5	72.0
71	★	医療・介護関係者の情報共有の支援				
		人生の最期を在宅（医療機関以外）で迎える市民の割合	%	25.2	26.2	27.2
72	★	在宅医療・介護関係者に関する相談支援				
		—	—	—	—	—
73	★	医療・介護関係者の研修				
		医療・介護従事者向け研修参加者数（累計）	人	2,800	3,100	3,400
74	★	訪問看護ステーションの設置促進				
		訪問看護ステーション施設数	か所	40	41	42
75	●	地域住民への普及啓発				
		在宅療養に関する講座の参加者数（累計）	人	2,150	2,450	2,750
76		「介護保険相談窓口」の充実				
		—	—	—	—	—
77		介護保険制度に関する周知啓発				
		介護保険の手引き配布部数	部	13,000	13,000	13,000
78		介護保険サービス利用者の権利擁護				
		—	—	—	—	—
79	●	家族介護教室等の開催				
		開催回数	回	61	61	63
80		介護者交流会の開催				
		開催回数	回	2	2	2
81		在宅高齢者家族介護慰労金の支給				
		支給者数	人	9	9	9
82		はいかい高齢者等家族支援事業の充実				
		位置検索サービス利用者数	人	11	11	11

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
83	●	高齢者等ホームサポート事業				
		登録者数	人	625	630	635
84		在宅高齢者等日常生活用具給付事業				
		給付者数	人	75	76	76
85		緊急通報システム事業				
		利用者数	人	670	670	670
86		食の自立支援事業（配食サービス）				
		要介護認定者への延べ提供食数	食	29,025	29,751	30,495
		要支援認定者への延べ提供食数	食	25,366	26,254	27,173
87		はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業				
		交付者数	人	11,320	11,550	11,750
88		高齢者短期宿泊事業				
		短期宿泊受入施設数	か所	2	2	2
89		高齢者にやさしい住環境整備補助事業				
		補助件数	件	33	33	33
90		住宅改修に関する情報提供				
		—	—	—	—	—
91		住宅改修支援事業				
		—	—	—	—	—
92		生活援助員派遣事業				
		派遣対象住宅戸数	戸	96	96	96
93		高齢者向け住宅の普及促進				
		サービス付き高齢者向け住宅の整備戸数	戸	1,499	1,639	1,800
		セーフティネット住宅登録戸数	戸	—	—	—
		軽費老人ホーム（ケアハウス）定員数	人	575	575	575
94		公営住宅の確保				
		市営住宅整備戸数	戸	3,600	3,600	3,600
		高齢者用住宅（シルバーハウジング）整備戸数	戸	96	96	96
95		老人措置事業				
		養護老人ホーム整備床数	床	110	110	110
		被措置者数	人	103	109	110
96		認知症に関する市民への普及啓発				
		世界アルツハイマーデー記念講演会参加者数（累計）	人	1,150	1,350	1,550

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

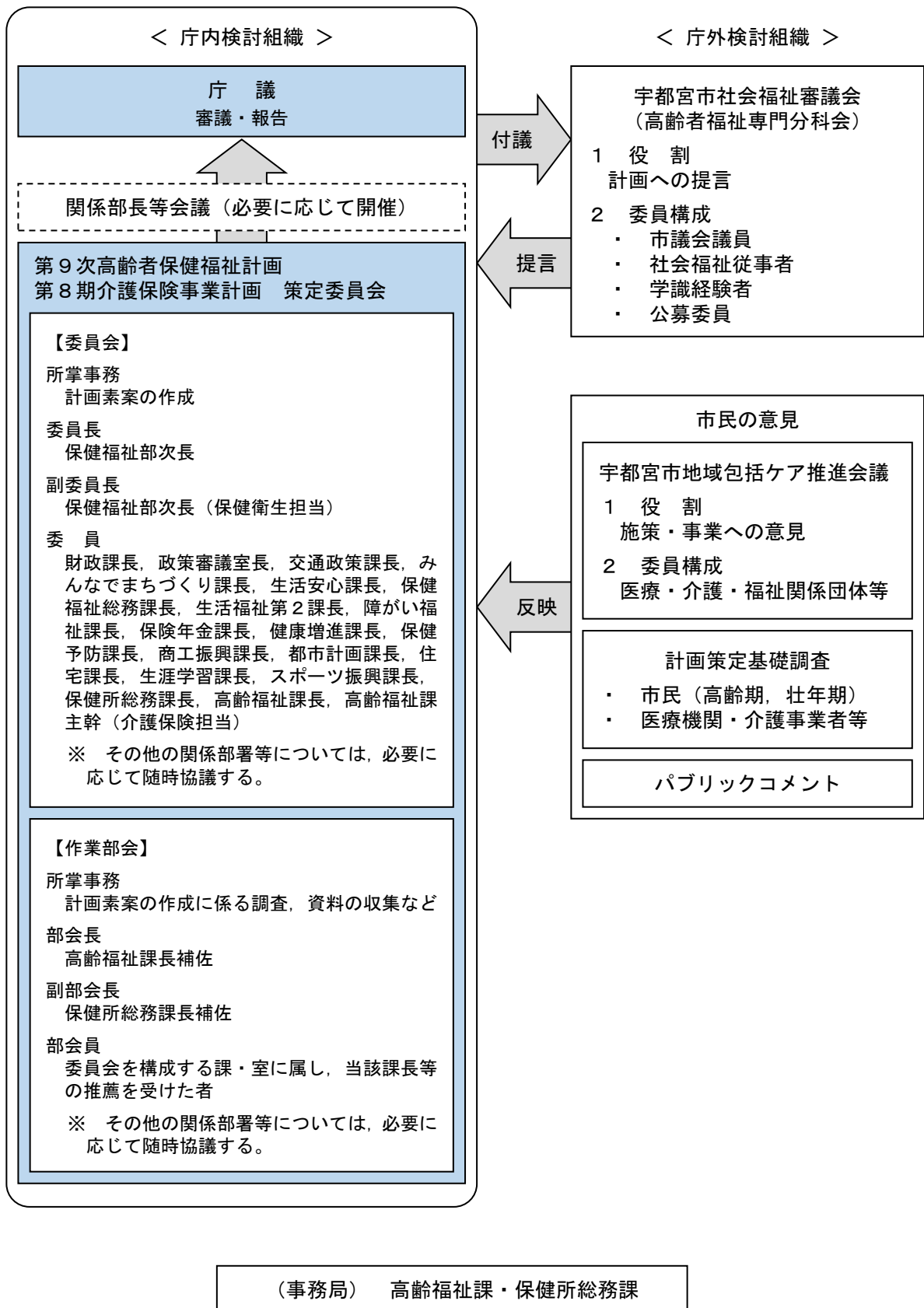
No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
97	●	認知症サポーター等の養成・支援				
		認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	人	44,000	47,000	50,000
98		認知症パートナーの養成・支援				
		認知症パートナー養成者数(累計)	人	120	180	240
99	●	認知症サロン(オレンジサロン)の推進				
		延べ利用者数	人	15,500	17,600	19,700
100	★	認知症早期発見チェックリスト等の配布				
		認知症早期発見リーフレット配布部数	部	16,000	16,000	16,000
101	● ★	もの忘れ相談会の開催				
		地域包括支援センター等へ引き継いだ相談者数	人	24	24	24
102	★	認知症ガイドブック(ケアパス)の作成・配布				
		配布部数	部	8,000	8,500	9,000
103	★	認知症初期集中支援チームの運営				
		支援終結チーム数	チーム	5	5	5
104		高齢者虐待防止事業				
		地域における虐待防止のための普及啓発活動回数	回	39	39	39
105		成年後見制度の周知・利用促進				
		市長申立件数	件	6	7	8
		成年後見人報酬助成件数	件	9	10	11
106		日常生活自立支援事業の利用促進				
		—	—	—	—	—
107		関係機関・団体等が連携した支援体制の充実				
		—	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

3 本計画の策定経過

(1) 策定体制



(2) 庁内検討組織

宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画を策定するため、宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定。
- (2) その他、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には保健福祉部次長（保健衛生担当）をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係する課長等による委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究し、関係各課の連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には高齢福祉課課長補佐、副部会長には保健所総務課課長補佐をもって充てる。
- 4 部会員には別表2に掲げる課室から推薦された者をもって充てる。
- 5 部会長は策定作業部会を総理する。
- 6 第4条第3項の規定は、策定作業部会について準用する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

別表1（第3条関係）

財政課長，政策審議室長，交通政策課長，みんなでまちづくり課長，生活安心課長，保健福祉総務課長，生活福祉第2課長，高齢福祉課長，高齢福祉課主幹（介護保険担当），障がい福祉課長，保険年金課長，保健所総務課長，健康増進課長，保健予防課長，商工振興課長，都市計画課長，住宅課長，生涯学習課長，スポーツ振興課長

別表2（第5条関係）

財政課，政策審議室，交通政策課，みんなでまちづくり課，生活安心課，保健福祉総務課，生活福祉第2課，障がい福祉課，保険年金課，健康増進課，保健予防課，商工振興課，都市計画課，住宅課，生涯学習課，スポーツ振興課

(3) 宇都宮市社会福祉審議会

社会福祉法（抄）

昭和26年3月29日

法律第45号

（地方社会福祉審議会）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（専門分科会）

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

宇都宮市社会福祉審議会条例

平成12年3月24日
条例第19号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会として、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を行う委員)

第5条 審議会の委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会（この項において民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会のそれぞれの専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては委員）の互選によりこれを定める。

3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては委員）が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

宇都宮市社会福祉審議会規則

平成12年3月24日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市社会福祉審議会条例（平成12年条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、審議会について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

宇都宮市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市社会福祉審議会規則（平成12年規則第14号）第3条の規定に基づき、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

2 地域福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に地域福祉専門分科会を置く。

3 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める数の委員をもって組織する。

(1) 民生委員審査専門分科会 10人以内

(2) 障害者福祉専門分科会 15人以内

(3) 高齢者福祉専門分科会 20人以内

(4) 地域福祉専門分科会 18人以内

4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の決議)

第2条の2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

4 第2条第4項から第7項までの規定は、審査部会の議事について準用する。この場合において「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(審査部会の答申及び決議)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、諮問を受けたときは、審査部会で審査し、答申するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定

(2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条の規定による医師の指定の取消し

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定

(4) 法第60条の規定による指定医療機関の指定の更新

(5) 法第67条第1項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告

(6) 法第67条第3項の規定による指定医療機関の開設者に対する措置命令

(7) 法第68条第1項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止

(8) その他指定医師及び指定医療機関に関する事項

2 審議会は、前項第1号、第3号及び第4号の事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（回覧審査）

第5条 専門分科会長又は審査部会長において、緊急で会議を招集する暇がないと認める場合は、会議の議事を回覧審査に付することができる。

（報告）

第6条 専門分科会又は審査部会において議決をしたときは、専門分科会にあっては当該専門分科会長が、審査部会にあってはその審査部会の属する専門分科会に報告したうえで当該審査部会長が、それぞれ委員長に報告するものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

(4) 宇都宮市社会福祉審議会からの提言

にっこり安心プラン

第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画

第8期宇都宮市介護保険事業計画

(地域包括ケア計画)

策定に係る提言

令和3年2月24日

宇都宮市社会福祉審議会

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

はじめに

全国的に少子高齢化が進展する中、宇都宮市においても高齢化率が25%を超え、市民の4人に1人が高齢者となっています。団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和7（2025）年や団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据えると、宇都宮市の要介護認定率は、それぞれ18.5%、21.8%まで上昇すると推計され、医療や介護をはじめとする高齢者の支援ニーズは今後も増加し続けることが見込まれます。また、近年ではダブルケアや8050問題など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化するケースが顕在化しています。

これらの状況に対し、国においては、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示され、「介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」や「保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）」、「地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」、「認知症施策の総合的な推進」、「持続可能な制度の構築・介護現場の革新」の観点から、介護保険制度の見直しを図られたほか、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備」の観点から、地域共生社会の実現を図ることとされました。

このような中、本審議会は、「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の策定に当たり、高齢者福祉専門分科会において4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきました。本提言は、これまでの議論・検討の結果を踏まえ、本計画において対応すべき課題や、取り組むべき施策・事業についてまとめたものであります。

宇都宮市におかれましては、本計画の策定に当たり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、計画の推進に当たっては、この計画が宇都宮市の高齢者施策の基本指針となることを念頭に置き、市民、関係諸機関及び行政が連携しながら、各種の施策・事業を総合的・効果的に推進していくことを期待いたします。

令和3年2月

宇都宮市社会福祉審議会
委員長 大森健一

目次

- I 宇都宮市の高齢者施策に係る現状と課題について
- II 必要となる施策・事業について
- III 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて
- IV 計画の推進に当たって
- V 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議経過
- VI 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員

I 宇都宮市の高齢者施策に係る現状と課題について

宇都宮市の高齢者福祉を取り巻く現状や、本計画において対応すべき課題について、次のとおり取りまとめました。

- グループ活動や地域活動に参加していない高齢者の多くは、「きっかけがない」や「活動に興味関心がない」、「どこでどのような活動をしているのか知らない」と感じていることから、高齢者が健康寿命の延伸を図り、地域において元気に活躍するためには、地域の多様な社会資源を活用し、高齢者の主体的な健康づくり・介護予防を推進するとともに、個々の興味や関心に応じた社会参加を通じて生きがいがづくりに取り組むことが重要です。
- 高齢者数や、高齢者単身・夫婦世帯数、認知症の人の数の増加に伴い、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、こうした支援ニーズに対応するためには、地域の医療・介護などのフォーマルサービスに加え、ボランティア活動を始めとするインフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携した「地域での支え合い体制」を強化することが重要です。
- 要介護認定率は、2025年で18.5%、2040年には21.8%まで上昇することが見込まれることから、将来に渡って持続可能な介護保険制度を運営するためには、介護保険施設等の計画的な整備や介護人材の安定的な確保など、2040年への「備え」を意識することが重要です。
また、近年では、相次ぐ自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行により、市民生活に影響が生じていることから、高齢者が安心して暮らし続けるために必要となる措置を講じることも重要です。
- 認知症の人の数は今後も増加が見込まれていることから、認知症の人が尊厳と希望を持ち、地域で安心して暮らし続けるためには、これまでの取組に加え、より一層の認知症高齢者等対策の充実を図ることが重要です。
- 年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自分らしく幸せに暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けては、その基盤となる地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくことが重要です。

II 必要となる施策・事業について

前述の対応すべき課題を踏まえ、宇都宮市が目指す「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」に向け、本計画に反映すべき施策・事業について、次のとおり取りまとめました。

1 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて

市民の主体的な健康づくり・介護予防や生きがいづくりの推進に向け、高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施や老人クラブ活動への助成、介護予防に取り組む自主活動グループへの支援など、これまでの取組のより一層の充実を図るとともに、より多くの高齢者がこれらの活動に取り組めるよう、参加を促す仕組みをつくる必要があります。

特に、介護予防の推進に当たっては、介護予防の効果を高められるよう、地域別データ分析の結果を活用するなど、地域ごとの特性に応じたきめ細かな事業を展開する必要があります。また、介護予防だけでなく、生活習慣病の重症化を含めた予防の取組も重要であり、通いの場等を活用しながら、生活習慣病予防や要介護状態の発生予防を一体的に進めることも必要です。

2 「地域で支え合う社会の実現」に向けて

地域での支え合い体制の推進に向け、第2層協議体への支援や地域ケア会議の充実、介護予防・生活支援サービスの担い手の充実を図る必要があります。また、地域包括支援センターは、地域のネットワークを構築する機関として重要な役割を担うことから、その機能が十分に発揮されるよう、ICTを活用するなどして、業務の効率化を図りながら、体制を強化していく必要があります。

コロナ禍においても、高齢者が安全で安心な暮らしを送ることができるよう、地域団体等と連携した感染症対策等に取り組むことも必要です。

3 「介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に向けて

宇都宮市の介護サービスを継続的・安定的に提供し続けるためには、将来を見据え、介護保険施設等の適正な整備や介護従事者の安定的な確保に一層取り組むとともに、ICTの利用促進による業務の効率化や、リスクの高い高齢者の安全確保に向けた災害や感染症への備えを行うなど、介護サービス基盤の更なる安定化を図る必要があります。

また、要介護・要支援者が、心身等の状況に応じて適切な医療や介護のサービスが受けられるよう、医療・介護連携の推進を図るとともに、利用者本人やケアマネジャー、介護サービス事業所等においても自立支援・重度化防止への理解を深めていく必要があります。

介護保険料の設定に当たっては、費用負担の公平性を確保するため、サービス利用状況の変化や施設・居住系サービスの整備目標、本計画に定める施策・事業の内容や目標値を踏まえて適正に費用の推計を行った上で、引き続き、被保険者の所得水準に応じた所得段階区分・保険料率の設定や、公費負担を最大限活用することによる低所得者への軽減措置を行う必要があります。

4 「いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」に向けて

認知症高齢者等対策の更なる充実に向け、認知症に関する正しい理解の普及啓発や、認知症の早期発見・早期対応に向けた取組を強化するとともに、認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくりや、認知症予防に資する可能性のある活動の推進にも取り組む必要があります。

また、高齢者が心身の状況や生活状況に応じた「住まい方」や「住まい」を選択できるよう、既存住宅の改修支援や多様な高齢者向け住宅の確保を図る必要があります。なお、高齢者向け住宅の確保に当たっては、所得の多寡や賃貸保証人の有無などに関わらず入居可能な住宅にも配慮する必要があります。

Ⅲ 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて

宇都宮市の地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向け、重視すべき点について、次のとおり取りまとめました。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、引き続き、地域や関係機関と連携を密にしながら、各分野の取組を充実させるとともに、地域における支え合い活動への参加や、人生の終末期における在宅療養の選択について、あらゆる機会を捉え、市民理解の促進を図る必要があります。
- 地域共生社会の実現を見据え、地域包括支援センターは、市民が抱える複雑化・複合化した課題にも対応する中心的な機関となり得ることから、より一層、課題対応力の向上や体制の強化を図る必要があります。
- 今後、高齢化が一層進展する中で、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることから、社会福祉法に基づく地域福祉計画との整合を図りながら、庁内の連携はもとより、地域の関係団体などと一体となって、各分野の取組を推進していく必要があります。

IV 計画の推進にあたって

本計画を着実に推進するため、次の点に留意して取り組む必要があります。

- 本計画の基本理念である「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」に向け、行政内部の連携を深めて、総合的・一体的に高齢者対策を推進すること。
また、本計画を推進していくため、福祉団体や地域団体、介護サービス事業者、保健・医療等の様々な団体との連携を強化し、地域社会における高齢者の生活を支えるための体制整備を推進すること。
- 本計画の周知にあたっては、高齢者だけでなく、広く市民に対して宇都宮市の高齢者福祉への御理解・御協力が得られるよう、市ホームページや広報紙、パンフレットによるほか、地域の関係機関・団体等と連携しながら取り組むこと。
- 今後も介護保険サービスの需要は高まっていくと見込まれることから、保険者である宇都宮市は、引き続き、費用負担者への説明責任を果たしながら、介護保険制度の安定運営に努めること。

V 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議経過

○ 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）での審議

【第1回】

開催日時	令和2年7月22日（水） 午後2時～午後2時50分
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 委員改選に伴う委員長等の選出について 令和2年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

○ 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議

【第1回】

開催日時	令和2年8月20日（木） 午後6時～午後7時30分
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 前計画の評価と課題について 前計画の取組状況等を踏まえた「(仮称)第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の骨子（案）について

【第2回】

開催日時	令和2年11月9日（月） 午後6時～午後7時40分
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」における施策の方向性等について

【第3回】

開催日時	令和2年12月24日（木） 午後6時～午後7時40分
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（素案）について

【第4回】

開催日時	令和3年2月17日（水） 午後6時～午後7時20分
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（素案）に関するパブリックコメントについて 「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」策定に係る提言（案）について

VI 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員

委員長	大 森 健 一
職務代理者	檜 山 和 子
委 員	朝 野 春 美
委 員	大 金 勇 夫
委 員	大 山 知 子
委 員	金 子 正 枝
委 員	樺 澤 佳 子
委 員	唐 木 成 仁
委 員	三 條 安 子
委 員	塩 澤 達 俊
委 員	鈴 木 俊 男
委 員	中 塚 英 範
委 員	生 井 俊 一
委 員	浜 野 修
委 員	松 本 力 ネ 子
委 員	横 松 薰
委 員	依 田 祐 輔

(委員 五十音順)

(5) 策定の経過

令和2年3月31日	関係課長会議 ・ 本計画の策定について
4月24日	庁 議
7月20日	第1回 作業部会(※1) ・ 本計画の策定について ・ 国の基本指針について ・ 本市の現状分析について ・ 前計画の評価と課題について ・ 本計画の骨子(案)について
7月22日	第1回 宇都宮市社会福祉審議会 ・ 専門分科会の調査審議予定案件について ほか
8月11日	第1回 策定委員会(※2)
8月20日	第1回 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
10月2日	第2回 作業部会(※1) ・ 本計画における施策の方向性について
10月22日	第2回 策定委員会(※2)
11月9日	第2回 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
11月30日	第3回 作業部会(※1) ・ 本計画の素案について
12月3日	第3回 策定委員会(※2)
12月7日	関係部長会議
12月18日	政策会議
12月24日	第3回 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
12月29日～令和3年1月29日	パブリックコメント
令和3年2月17日	第4回 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 ・ パブリックコメントについて ・ 本計画策定に係る提言(案)について
2月24日	宇都宮市社会福祉審議会から市への提言
3月18日	第2回 宇都宮市社会福祉審議会(書面審議) ・ 専門分科会の調査審議結果について ほか
3月25日	庁 議 ・ 本計画の策定について

※1 「作業部会」…「(仮称)第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」策定委員会作業部会

※2 「策定委員会」…「(仮称)第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画(地域包括ケア計画)」策定委員会

4 用語の解説

あ 行

■ 医療・介護連携支援ステーション

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センターを対象に、入院患者の円滑な在宅療養移行などに向け、相互の連携を支援するための相談窓口。市内を5つのブロックに分けて設置している。

■ 医療・介護連携支援センター

医療・介護連携支援ステーション間の情報共有や地域の医療・介護の情報を集約した「地域包括資源検索サイト」の管理・運用など、医療・介護連携支援ステーションの活動を支援する機関。

■ 宇都宮市みんなで考える認知症月間

認知症に関する市民の理解促進を図るため、市民公開講座やパネル展などの啓発事業を集中的に行う期間であり、世界アルツハイマーデー（9月21日）にちなんで毎年9月に実施している。

■ SDGs（エスディージーズ）

2015年の国連サミットで定められた、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17個のゴールと169個のターゲットにより構成されている。

■ LRT

「Light Rail Transit（ライト・レール・トランジット）」の略称であり、各種交通との連携や低床式車両（LRV）の活用、軌道・停留場の改良による乗降の容易性などの面で優れた特徴がある次世代の交通システム。

「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」を支える総合的な公共交通ネットワークの要として位置付けている。

か 行

■ 介護医療院

長期の療養を必要とする場合に入所する介護保険施設であり、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行う。

■ 介護サービス計画（ケアプラン）

要介護認定を受けた高齢者が介護サービスを受ける場合に、受けるサービスの内容や本人の負担額などを定めたもの。要介護認定者は市区町村に作成依頼の届出を行い、それを受けて、主に介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人や家族等と相談しながら作成する。

■ 介護サービス相談員

利用者から介護サービスに関する疑問や不安などを聞き、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けを行う人。

■ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護の知識を幅広く持った専門家であり、介護サービス計画（ケアプラン）の作成のほか、利用者等へのアドバイスやサービス事業者との連絡調整などを行う。

■ 介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐこと、または要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。

■ 介護予防教室（はつらつ教室）

地区市民センターや地域コミュニティセンターなどの身近な場所で、運動や低栄養予防、口腔ケアの方法、認知症予防の脳トレなど、介護予防に役立つ内容について、約半年から1年かけて学ぶ教室。

■ 介護療養型医療施設

長期の入院を必要とする場合に入院する介護保険施設であり、療養上の管理・看護や、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う。

■ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する介護保険施設であり、入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

■ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する介護保険施設であり、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他の必要な医療等を行う。

■ 介護ロボット

ロボット技術が応用された、利用者の自立支援や介護者の負担軽減に役立つ介護機器のこと。介護ロボットの例としては、移乗支援を行う「装着型パワーアシスト」や移動支援を行う「歩行アシストカート」、認知症の方の見守りを行う「見守りセンサー」がある。

■ 看護小規模多機能型居宅介護

在宅の利用者に対し、通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問看護や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う地域密着型サービス。

■ 基幹相談支援センター

地域包括支援センターの設置主体である本市が高齢福祉課内に設置する機関であり、地域包括支援センター間の総合調整、地域包括支援センターの後方支援などを行う。

■ キャラバン・メイト

「認知症サポーター養成講座」の講師役。医療従事者や介護従事者など、一定の要件を満たす方が「キャラバン・メイト養成講座」を受講することにより、キャラバン・メイトになることができる。

■ 協議体

高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、地域の多様な主体が参画し、情報の共有を行うとともに、連携を強化することにより、資源開発（地域における支え合いの体制づくり）を行うことを目的としたもの。

市域全体を対象とする第1層と、日常生活圏域（本市においては、地区連合自治会圏域）を対象とする第2層の、重層的な取組が想定されている。

本市における第1層協議体は、市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会がその役割を担い、第2層協議体は、地域包括支援センターをはじめ、地区連合自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など、地域の実情に応じて様々な団体が参画することとしている。

- ケアプラン
「介護サービス計画」に同じ。

- ケアマネジャー
「介護支援専門員」に同じ。

- 軽費老人ホーム（ケアハウス）
老人福祉法に定められる、「無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設」。市内に13施設ある。

- 言語聴覚士（ST）
聴覚・言語・嚥下機能の評価や指導を行うとともに、コミュニケーション力の改善に向けたアドバイスをするリハビリテーション専門職。

- 健康づくり推進員
栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を自ら実践するとともに、健康づくりを身近な地域の中に広めていく活動を行う市独自のボランティア。地区連合自治会単位ごとに、健康づくり推進組織を設置し、地域の既存組織と連携を図りながら、活動を展開している。

- 高齢化率
総人口に占める高齢者（65歳以上人口）の割合。7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれる。

さ 行

- サービス付き高齢者向け住宅
高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供する住宅。国土交通省・厚生労働省の共管として創設され、都道府県・政令指定都市・中核市が登録や事業者に対する指導・監督を行う。

- 災害時要援護者
高齢者や障がい者などのうち、災害が発生した際、自力で避難することが困難で、避難支援を希望する方。

- 在宅医療
医師をはじめ、歯科医師や薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職などの医療関係者が、住み慣れた自宅などに訪問して提供する治療や検査などの医療行為のこと。

- 在宅療養
病気やけが、あるいは高齢のため歩けなくなり、医療機関に通院できなくなったときなどに、住み慣れた家や施設で、在宅医や訪問看護師、ホームヘルパーなどに訪問してもらい、医療と介護を受けながら療養生活を送ること。

- 作業療法士（OT）
日常生活活動を中心とした生活行為の改善に向け、具体的な工夫や福祉用具の活用、生活環境の整備などをアドバイスするリハビリテーション専門職。

■ 市街化調整区域の整備及び保全の方針

NCCの具体化を図るため、市街化調整区域における将来の土地利用の方向性を明らかにし、本市の実情に応じた都市計画制度の運用により、市街化調整区域の地域拠点や小学校周辺を中心とした、郊外部地域の持続性を高める土地利用を促進するための方針。

■ 施設・居住系サービス

介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の総称。

■ 市町村特別給付

条例に基づいて市町村が独自に行う給付であり、第1号被保険者の保険料を財源として、法律で定められた介護サービス以外のサービスを実施することができる。

本市においては、在宅の要介護1～5の被保険者に対し、紙おむつ購入費の支給を実施している。

■ 縦覧点検

介護給付費適正化の取組のひとつであり、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を発見して適切な処置を行うもの。

■ 小規模多機能型居宅介護

在宅の利用者に対し、通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う地域密着型サービス。

■ 食生活改善推進員

「私たちの健康は私達の手で」をモットーに、地域に根ざした食生活改善のための活動を行う全国組織のボランティア団体。家族や近隣住民など仲間とのふれ合いを通じ、食を通じた健康づくり活動を実施している。

■ 自立支援

介護保険制度の理念であり、それぞれの高齢者が有する身体機能を活かしながら、自分らしい生活を送ることを支援するもの。

■ シルバー人材センター

健康で働く意欲のある高齢者（おおむね60歳以上）の方を対象に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、生きがいの充実・社会参加の促進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている公益法人。

■ 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）

もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。

■ 人生100年時代

我が国が今後迎える更なる長寿社会のこと。ある海外の研究では「日本では、2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きる」と推計されている。

■ 生活支援コーディネーター

高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体とともに、地域における資源開発や生活支援の担い手の育成、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行うもの。

協議体と同様、市域全体と対象とする第1層と、日常生活圏域（本市においては、地区連合自治会圏域）を対象とする第2層の、重層的な取組が想定されている。

本市における第1層生活支援コーディネーターは、市高齢福祉課がその役割を担い、第2層生活支援コーディネーターは、それぞれの第2層協議体において、地域における支え合い活動の経験があるなどの適任者を選出することとしている。

■ 生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する疾患の総称。日本人の三大死因である、がん・脳血管疾患・心疾患や高血圧症、糖尿病などが該当する。

■ 成年後見制度

認知症等により判断能力が不十分であり、財産管理や福祉サービスの利用についての契約などの法律行為を自分で行うことが困難な方を保護し、支援する制度。

■ 世界アルツハイマーデー

アルツハイマー病等に関する認識を高めるため、1994年に国際アルツハイマー病協会と世界保健機関（WHO）が共同で制定した日であり、毎年9月21日。

た 行**■ 団塊ジュニア世代**

第二次ベビーブーム（昭和46～49年）に生まれた世代のこと。令和22（2040）年には団塊ジュニア世代がすべて高齢者となる。

■ 団塊の世代

第一次ベビーブーム（昭和22～24年）に生まれた世代のこと。令和7（2025）年には団塊の世代がすべて後期高齢者となる。

■ 地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■ 地域ケア会議

介護保険法に定められる、介護福祉専門員、保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議。会議では、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

■ 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援（生活支援）」の5つの分野が包括的に確保される体制。

本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組は、国が示す上記の5つの分野に、看取りを含めた在宅での療養生活を送る上で重要となる「医療・介護連携」と、75歳以上の高齢者の増加に伴い、更に重要性が高まる「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施する。

■ 地域包括ケア推進会議

地域包括ケアシステムの構築及び円滑な運用や更なる深化・推進に向け、医療・介護・福祉などの関係団体が集まり、医療・介護連携や、認知症対策、生活支援体制の整備などの取組について、課題の抽出や対応策の検討を行う会議。

■ 地域包括支援センター

介護保険の被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関。市内に25か所設置している。

■ 地域密着型サービス

認知症等により介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、平成18年4月に創設された介護サービスの類型であり、日常生活圏域における多様で柔軟な介護サービスを提供する。市区町村が事業者指定の権限を持ち、原則として当該市区町村の住民のみが利用できる。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした在宅の要介護高齢者に対し、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う地域密着型サービス。

■ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）において、要介護者等に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能等訓練、療養上の世話等を行う介護サービス。

■ 特別養護老人ホーム

「介護老人福祉施設」に同じ。

な 行

■ 日常生活自立度

要介護・要支援認定に用いられる指標のことであり、「障害者の日常生活自立度（寝たきり度）」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の2つがある。

■ 認知症

誰にでも起こりうる脳の病気によるもので、脳の細胞が死んでしまうことや働きが悪くなることにより、認知機能が低下し、生活に支障が出てくる状態のこと。

■ 認知症高齢者グループホーム

「認知症対応型共同生活介護」に同じ。

■ 認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講することにより、誰でも認知症サポーターになることができる。

■ 認知症サロン（オレンジサロン）

認知症の人とその家族をはじめとする誰もが気軽に集まれ、交流できる場で、専門的な相談にも対応している。「公益社団法人認知症の人と家族の会栃木県支部」が運営主体となり、市内に3か所設置している。

■ 認知症施策推進大綱

厚生労働省や関係省庁が令和元年6月18日に共同で策定した計画であり、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として今後推進すべき認知症施策を示したもの。

■ 認知症疾患医療センター

地域の医療提供体制の中核として、認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、症状増悪期の対応、BPSD（行動・心理症状）や身体合併症に対する急性期医療、BPSDやせん妄予防のための継続した医療・ケア体制を整備する医療機関。市内に2か所設置されている。

■ 認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を行うチーム。

■ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

比較的安定した認知症の状態にある要介護者等に対し、共同生活を営む住居において、家庭的な環境のもとで、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う地域密着型サービス。

■ 認知症地域支援推進員

地域の支援機関間の連携づくりや、認知症ケアパス・認知症カフェなどの市域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する職員。

■ 認知症パートナー

通いの場などにおける傾聴やレクリエーションなどの企画・実践を通して、認知症の人をより身近でサポートする「具体的な支援活動の実践者」であり、本市が開催する「ステップアップ講座」を受講した認知症サポーターを認定・登録する。

■ 認定率

第1号被保険者数（65歳以上人口）に占める要介護・要支援認定者の割合。

■ ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）

人口減少や超高齢社会においても、将来に渡って持続的に発展し、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で安心して便利に暮らし続けられるよう、中心部に加え、市内各地域に、スーパーや病院など様々なまちの機能を集約した拠点を形成し、それらを鉄道やLRT、バスなどの利便性の高い公共交通ネットワークなどで結んだ都市のこと。

は 行

■ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的，社会的，制度的，心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■ ふれあい・いきいきサロン

高齢者，障がい者及び子どもなどが身近な場所に気軽に集い，ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ，また，参加者の悩みや不安の解消を図り，安心して暮らし続けることができるよう，お互いに支えあい助けあう，地域の居場所。

■ フレイル

高齢者の「健康状態と要介護状態との間にある“虚弱状態”」を指し，まだ介護は必要ないけれど，なんとなく体調が優れない，足腰や口周りに不安がある，人付き合いがおっくうになるなど，年齢とともに生じる心身の衰えのこと。

■ 訪問看護ステーション

かかりつけの医師の指示により看護師などが家庭を訪問し，病状や健康状態の管理，医療処置，リハビリテーション，家族の相談・支援などを行う事業所。

■ ボランティアセンター

本市社会福祉協議会が運営する，ボランティア活動に関する相談やボランティア活動に関する情報の収集・提供，ボランティアグループの紹介等のほか，ボランティア活動に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座や，ボランティア育成のための講座等を開催する施設。

ま 行

■ まちづくりセンター

市民によるまちづくり活動がより一層活性化されるよう，非営利活動法人や地域活動団体，企業などの様々な主体の連携促進や，ボランティア団体，NPO法人といった市民活動団体の組織基盤強化など，多様な支援を行うまちづくり活動の拠点施設。愛称「まちびあ」。

■ 茂原健康交流センター

市民の健康づくり・交流や高齢者の生きがいづくりを目的とした，大浴場や温水プールなどを備えた施設であり，体操教室やプール教室などのさまざまな教室を開催している。

愛称「蝶寿コ・デ・ランネ」。

や 行

■ やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）

「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」第7条に定める，福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であるとともに，社会福祉法に定められる，地域福祉の推進に関する事項を一体的に推進する地域福祉計画。

■ 有料老人ホーム

老人福祉法に定められる、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」。

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■ 要介護・要支援認定

高齢者等からの申請に基づき、介護保険の保険者で市区町村が、訪問調査や主治医意見書により、介護の必要性の程度を要支援1・2及び要介護1～5の7段階で判定すること。介護サービスを利用するためには、この認定を受ける必要がある。

■ 要配慮者利用施設

水防法に定められる、社会福祉施設や学校、医療施設などにおける、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

ら 行**■ 理学療法士（PT）**

集団指導とともに、個別に身体機能を評価し、効果的な運動や生活動作・地域活動等を具体的にアドバイスするリハビリテーション専門職。

■ 立地適正化計画

NCCの具体化を図るため、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、中心部や駅周辺などの各拠点等に居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導によりコンパクトなまちづくりを推進するための計画。

■ リビング・ウィル（生前の意思表示）

突然の事故で植物状態になった場合やがんの末期等、現在の医療では死が避けられない状況になったときなどに、自分はどのような医療を受けたいのか、あるいは受けたくないのかを、あらかじめ意思表示すること。

■ 老人福祉センター

老人福祉法に定められる、地域の高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、各種の相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上などのための教室等を行う施設。市内に5か所設置している。

■ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

年齢を重ねることによって、筋肉や骨、関節などの運動器の動きが衰え、立ったり歩いたりといった移動機能が低下した状態のこと。

第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画
第8期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)

令和3年3月

発行者 宇都宮市

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

編集 宇都宮市保健福祉部高齢福祉課

T E L : 028 (632) 2332

F A X : 028 (632) 3040

Eメール : u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちをつくります